

家具転倒防止金具等により、家具を建物の壁に固定することを承諾します。

申請者	大田 一郎 様	年 月 日
所在地	大田区 蒲田五丁目 13 番 14 号	申請者がお書きください。
方書	大田 方 荘 101	
(所有者等)		
住所	大田区池上1-1-0	大家さんに、この部分と日付を記入・捺印してもらってください。
氏名	大家 一 氏	
電話番号	00 (0000) 0000	

※ 公営住宅（区営・都営住宅）については、承諾書提出の必要はありません。

家の中の安全対策 防災チェックポイント！

・家具を安全に配置しましょう。

できる限り人の出入りの少ない部屋に家具をまとめましょう。寝室に家具を置く場合は体に倒れない場所に配置することが大切です。

・通路や出入り口に荷物を置かないようにしましょう。

いざというときの避難路を確保するために、通路や出入りに荷物を置くことは避けましょう。

・窓ガラスに飛散防止フィルムをはりましょう。

窓や食器棚、額縁に使われているガラスに飛散防止フィルムを張り、ガラスの飛び散りを予防しましょう。

高齢者や障害者の世帯へ
防災に役立つご案内です。

このパンフレットには申請書・
家主の承諾書を添付しています。

高齢者や障害者の世帯へ家具転倒防止器具の取り付けを行います。

大田区

大きな地震が起きると家具が倒れ、ケガをする危険があります。近年発生した地震でもタンス等の転倒によりケガをされた方が多くいらっしゃいます。

区では、下記の世帯に対し、タンスに家具転倒防止器具を無料で取り付けします。いざというときに身を守れるように、震災に備えてできることから始めましょう。



家具転倒防止器具（圧着ポール）



家具転倒防止用L型器具

【対象】(1)、(2)の両方の条件を満たす世帯であること。

(1) 次の①～⑤のいずれかに該当する世帯であること

- ① 高齢者（65歳以上）ひとり暮らし
- ② 高齢者（65歳以上）のみの世帯
- ③ 障害者（身体障害者手帳 1～4級、愛の手帳 1～3度）の方がいる世帯
- ④ 精神障害者保健福祉手帳を交付されている方がいる世帯
- ⑤ 介護保険 要介護3～5の方がいる世帯

(2) 非課税または住民税課税所得金額80万円以下の世帯であること

【申込方法】

上記の対象者で支給を希望される方は、以下の要領で申し込んでください。

（郵送での取り扱いとなります。送付先は2ページの下にあります。）

- 1 「申請書」「家主の承諾書」（借家・アパートの方のみ）に必要事項を記入の上、封筒に入れ、82円切手を貼り投函してください。なお、受給資格を証明する書類等を同封する必要はありません。ただし、申請する年度の1月1日の住所が大田区以外の方は、世帯全員の非課税証明書を添付してください。
- 2 申請書の記入に際し、申請者本人が記入できない場合は、代理の方が記入してください。
- 3 借家の場合は、「承諾書」に所有者等の署名・捺印が必要です。

【その他】

1 取り付けまでの流れ

申請書の郵送⇒支給決定通知書の通知⇒区の委託業者による事前連絡⇒取り付け工事

2 費用

器具及び取り付け工事の費用は、区が負担します。(非課税世帯タンスには2棹・住民税課税所得80万以下世帯には1棹) 申込者が業者に代金を支払うことはありません。

3 時期

支給決定通知書が届いてから、概ね1か月程度を目途に区の委託した業者が事前連絡の上、工事日を確認し、取り付けにお伺いします。

4 作業の範囲

転倒防止器具取り付けに伴う家具や荷物の移動等は業者が行います。

※ 業者が伺う前、取り付けが円滑に行えるよう物品等の整理をお願いします。

5 器具の種類

「家具転倒防止器具」・「L型金具」・「家具転倒防止用安定板」などを取り付けます。

家具の形状によっては上記以外の器具を使用することもあります。

6 注意

取り付けを希望されても、家屋や家具の構造等により器具の取り付けができない場合もありますので予めご了承ください。

7 借家等の場合

家具転倒防止器具取り付けについて、家主の承諾書が必要となります。

※ 公営住宅(都営・区営住宅)にお住まいの方は、承諾書提出の必要はありません。

8 タンス3棹以上をお持ちの方へ

希望により有料で対応します。

料金は業者からの事前連絡の際、ご確認ください。

9 その他

家具転倒防止器具の支給は、**世帯1回限り**です。

個人情報の取り扱いについて
申請者の個人情報は、申込者の住所、氏名及び電話番号の3項目のみを取付業者に提供します。
なお、区と業者との契約において、情報の目的外使用や漏洩を禁止しています。

申請書送付先・お問い合わせは.....

〒144-8621
大田区蒲田五丁目13番14号
大田区 総務部 防災危機管理課
電話 5744-1235
FAX 5744-1519

申請書記入例

支給申請書

(あて先) 大田区長

申請者の住所・氏名・電話番号を記入してください。

2019年4月1日

家具転倒防止対策器具の支給を申請します。日付と太枠内を記入してください。

申請者	住所	郵便番号	144-0052	
		大田区	蒲田五丁目13番14号	
		方書	大田	方(荘)101号
	ふりがな	おおた いちろう		電話番号
氏名	大田 一郎		(0000) 0000	
生年月日	明・大(昭)平・令 10年1月1日 (84歳)			
世帯の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者(65歳以上)ひとり暮らし/ <input type="checkbox"/> 高齢者(65歳以上)のみの世帯 <input type="checkbox"/> 障害者(身体障害者手帳1~4級、愛の手帳1~3度)の方がいる世帯 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健手帳を交付されている方がいる世帯 <input type="checkbox"/> 介護保険 要介護3~5の方がいる世帯			
家屋の種類	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input checked="" type="checkbox"/> 借家・アパート <input type="checkbox"/> 公営住宅			
記入者	氏名	申請者との関係		
本人と違うとき	住所	電話		()
取付器具(タンス2棹まで)を無償で支給取付 【標準の取付例】 1棹目:家具転倒防止器具(圧着ポール2個1組)+家具転倒防止板 2棹目:家具転倒防止用L型金具(2個1組)又はL型器具(2個1組)+家具転倒防止板 ※家具・タンスの設置状況により、上記以外の方法で取り付ける場合があります。 <input type="checkbox"/> 有償で上記2棹以外のタンスの家具転倒防止器具の設置を希望します。 取付器具により金額が異なりますので、業者にご確認ください。				

借家・アパートの場合は「家主の承諾書」を提出してください。

希望により有料で対応します。

- ※ ただし、壁・天井や簞笥の状況で取り付けが困難な場合があります。
- ※ 借家等の場合は、必ず家主の承諾を得てください。(別紙承諾書が必要)
- ※ 地震時に器具等を取り付けた家具が転倒しても、区は責任を負いません。
- ※ 引越し等による器具等の取り外しは、各自で対応してください。
- ※ 本支給申請書への記名により、区が申込者及び世帯員の所得状況を公簿で確認することを同意されたことに代えさせていただきます。

以下は、区が記入します。(☑)

確認事項	認定	
<input type="checkbox"/> 借家等の承諾書 <input type="checkbox"/> 連絡先の確認 <input type="checkbox"/> 有償取付の確認	可	対象者確認 <input type="checkbox"/> (受給台帳システム確認・手帳) 世帯人数 ___名 <input type="checkbox"/> (すべて住民税非課税)
	否	事由 1) 対象世帯外 <input type="checkbox"/>